

給与支払報告書 にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった月の翌月 10 日までに、(一括徴収した場合においても)必ず提出してください。
◎コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和 年 月 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒										※CD	現年度		
豊見城市長殿			フリガナ											特別徴収義務者 指定番号	※理日	新年度	
			氏名又は名称											整理番号(注1)		両年度	
		個人番号又は法人番号											連絡者	係			
													氏名				
													TEL	() (内線)			
給与所得者(異動者)			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収									
フリガナ		生年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	令和	1. 退職	A. 特別徴収継続									
氏名		大 昭 年 月 日 平		月分から	月分から	年	2. 転勤	B. 一括徴収									
個人番号				月分まで	月分まで	月	3. 休職	C. 普通徴収									
1月1日現在の住所				円	円	日	4. 長欠	C を○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。									
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所			円	円		5. 死亡										
				円	円		6. 会社解散										
							7. 住所誤報										
							8. 転職										

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う

※豊見城市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する

一括徴収した税額は特別徴収の 月分で納入する

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
月 日	円	

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	住所又は所在地	〒
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)

円

社会保険料額

円

一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため
- その他 理由()

注意

- 「整理番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された整理番号を記入してください。
- 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
- 新勤務先では「A 特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 年 月 日	給与支払者	住所又は所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		新規	
		フリガナ											連絡者	係		事業種目
		氏名又は名称												氏名		
		個人番号又は法人番号														
豊見城市長 殿																

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	生年月日			左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分以降を 特別徴収の <input type="text"/> 月分より 当社で徴収・納入いたします。
		氏名	大昭平 年 月 日			
	1月1日の住所					
	現住所					

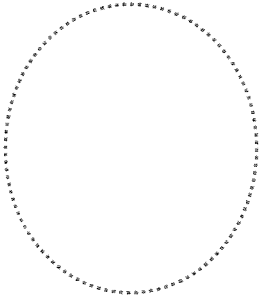
異動年月日	令和 年 月 日	注意事項	※申請書の提出時点で既に納期限を経過している普通徴収の期別税額を特別徴収へ切り替えることはできません。	
申請理由(○印をつけてください。)			【普通徴収の納期限】	
	入社したため		第1期：6月30日 <input type="text"/>	土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日・翌々日(平日)となります。
	その他(例：復職など)		第2期：8月31日 <input type="text"/>	
			第3期：10月31日 <input type="text"/>	
			第4期：1月31日 <input type="text"/>	
			※申請書の提出が10日を過ぎると、変更通知書の発送が翌月になります。 納入をお急ぎのときは、月割額について税務課までお尋ねください。	

※新規の場合は新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

特別徴収義務者所在地等変更通知書

豊見城市長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		氏名又は 名 称											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		代表者の 職 氏 名												氏 名		
		個人番号又 は法人番号														

変更年月日 令和 年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ 住所又は所在地	〒	〒
フリガナ 氏名又は名称		
電 話		
備 考		

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をしてください。

送 付 先	フリガナ 住所又は 所 在 地	〒	〒
	フリガナ 氏名又は名称		
	電 話		

※ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振りください。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

令和 年 月 日	申 請 書	住所又は所在地	〒										特別徴収 義務者 指定番号	
		氏名又は名称											電 話	
		個人番号又は法人番号												

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について



1. 承認
2. 取消
- を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分 以降の特別徴収税額									
申請日前6ヶ月間の各月末の 給与を受ける者の人員及び 月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	

(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月 10 日を納期限としています。
・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承ください。

2. 納期の特例の適用を取り消す事由

(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなったため

(2) その他 ()

(注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月 10 日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。

3. その他

(1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無)
有る場合、その理由・・・ ()

(2) 申請日前1年以内の納期の特例について
その承認の取消を受けたことが (有 ・ 無)